

「革新的技術創造促進事業（異分野融合共同研究）」審査実施要領

第1 趣 旨

「革新的技術創造促進事業（異分野融合共同研究）」の実施機関の選定に当たっては、本要領に定めるところにより、審査を実施する。

第2 評議委員会の設置

- 1 「革新的技術創造促進事業（異分野融合共同研究）」の実施機関の選定に係る審査を実施するため、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構選考・評価委員会運営規則（平成15年10月1日付け15規則第45号）（以下「運営規則」という。）の第6条で組織する評議委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- 2 委員会は、次の条件を満たす者のうち、（独）農業・食品産業技術総合研究機構 生物系特定産業技術研究支援センター所長（以下「生研センター所長」という。）が、評議委員（以下「委員」という。）として委嘱した外部専門家及び行政関係者等により構成するものとする。
 - （1）審査にかかる対象研究領域について十分な学識又は知見と評価能力を有し、公正かつ中立な立場から審査を行うことができる者であること。
 - （2）その氏名、所属、研究論文等の実績及び主な経歴並びにその者が行う審査結果の公表について、あらかじめ同意することができる者であること。
- 3 委員の選任に当たっては、公正で透明な審査を行う観点から、特段の理由がある場合を除き、対象研究領域の提案書と利害関係を有する者は選任しない。利害関係を有する場合とは、委員が次の（1）から（7）のいずれかに該当する場合とする。
 - （1）対象研究領域の提案書の中で研究課題担当者となっている場合。
 - （2）当該提案書の研究課題担当者と、同一の民間企業又は大学、独立行政法人等の研究機関において同一の部署、学科、研究所等に所属する場合。
 - （3）当該提案書の研究課題担当者と親族関係にある場合。
 - （4）当該提案書の研究課題担当者と直接的な競争関係にある場合。
 - （5）当該提案書の研究課題担当者と緊密な共同研究を行う関係にある場合。
 - （6）当該提案書の研究課題担当者と密接な師弟関係又は直接的な雇用関係にある場合。
 - （7）その他、生研センター所長が公正な判断を行うに適當ではないと判断した場合。
- 4 前項の規定に関わらず、特段の理由があるとして生研センター所長が認める場合には、利害関係のある者を委員として委嘱することができる。この場合、当該委員は

その利害関係を有する提案書の審査に加わらないものとする。

- 5 審査対象となる提案につき利害関係を有する委員は、審査の実施前までに必ず生研センター所長にその旨を通知するものとする。
- 6 運営規則第7条の規定により、委員会には、委員の中から互選された委員長を置くものとし、評議委員会の議事を主宰するものとする。
- 7 委員は、審査により知り得た情報について、生研センター所長が認める場合を除き、外部に漏らし、又は自身の研究若しくは業務に利用してはならない。委員の職を退いた後も、同様とする。

第3 審査方法の概要、委託予定先の報告等

- 1 審査は、面接審査により行うものとするが、必要に応じて面接審査に先立ち書類審査を行うことができるものとする。
- 2 応募のあった提案書は、生研センターが応募要件等に適合しているかの点検を行い、審査の対象となる提案書を選定する。
- 3 生研センター所長は、必要に応じて提案書の評点を委員による書類審査をもって行う。書類審査は別表の審査基準に基づき審査を行い、書類審査を行った場合には、生研センター所長は評点の結果を踏まえ、面接審査の対象とする提案書を得点の上位から順に選定する。その際、各委員の採点結果の平均点が満点の50%を超えない提案書は選定しないものとする。
- 4 生研センター所長は、提案書（書類審査を行った場合には、書類審査で選定した提案書をいう。）について、応募者（研究グループによる応募の場合は代表機関をいう。以下同じ。）が提案書を説明する面接審査のため評議委員会を開催するものとする。
- 5 生研センター所長又は委員長が必要と認めた場合には、委員以外の外部専門家等に面接審査への出席を求め、応募者への質問を行わせ、意見を聴取することができるものとする。ただし、審査の公正性を確保する観点から、外部専門家等が提案書と利害関係を有する場合（第2の3に規定する場合をいう。）には、当該応募者への質問及び当該提案書に対する意見は認めない。
- 6 委員長は、提案書の審査結果について、委員と意見交換を行うとともに、この意見交換の際に各委員の審査結果について確認し、必要に応じて委員から採点結果の基となった判断の理由について確認できる。なお、特定の委員の審査結果が他の多数の委員の審査結果と大きく異なるものであって必要な場合には、委員長は、当該審査結果に係る委員からその審査結果の基となった判断の理由を確認することが望まれる。

- 7 委員長は、6により行った確認の結果、当該審査結果に係る委員の判断の理由が妥当でないと判断した場合には、その委員の審査結果の全てを採用しないことができる。
- 8 審査の結果は、委員長が生研センター所長に報告するものとする。
委員長は、委員会での意見交換に際し、応募者が委託事業を実施することとなったときに、事業の実施に当たって留意すべき事項が提起された場合には、当該事項を生研センター所長に報告する。

第4 具体的な審査方法及び委託予定先の決定方法

- 1 面接審査は、対象研究領域ごとに同一の委員が行うこととし、別表の審査基準に基づいて、提案書ごとに、各委員が採点を行い、各委員（第3の7で採用しないとされた委員を除く。）の採点の平均点（以下「平均点」という。）を提案書の評点とする。
- 2 第3の2で選定された提案書について、委員による議論を経た上で別表に従って採点を行い、研究分野のバランスを考慮しつつ、平均点の高い提案書の応募者の順に、拠点研究機関については1つ、補完研究については、予算額の範囲内で委託予定先とする。ただし、得点の平均点が満点の70%を超えない提案書は、委員会での審議の上、委託予定先としないことができるものとする。
なお、複数の研究課題が同一の得点を得ている場合、以下の順番で研究課題の優先度を決定して、予算の範囲内でより優先度の高い研究計画を採択し、委託先を決定するものとする。
 - (1) 各委員の配点のAの得点の合計の平均点が最も多い提案書の応募者を委託予定先とする。
 - (2) 各委員のAの得点の合計の平均点が同一の場合、各委員のBの得点の合計の平均点が最も多い提案書の応募者を委託予定先とする。
 - (3) 各委員のAの得点の合計の平均点及び各委員のBの得点の合計の平均点が同一の場合、各委員のCの得点の合計の平均点が最も多い提案書の応募者を委託予定先とする。
 - (4) 更なる検討を経て、なお結論が出ない場合には委員長が委託予定先を決定する。
- 3 生研センター所長は、審査結果の報告を受けた場合には、速やかに選定結果を応募者に通知するとともに、委託予定機関名（研究グループによる応募の場合は、研究グループを構成する全機関名）をホームページにおいて公表するものとする。
- 4 委員長は、いずれの提案書も委託予定先として選定されなかった場合には、当該提案書に対する評価及び本委託事業の公募方法等に対する委員の意見を取りまとめるものとする。

第5 その他

- 1 本要領に定めるもののほか、研究領域ごとに設けられる委員会の運営に必要な事

項については、委員長が委員に諮って定めるものとする。

- 2 審査の実施に関する庶務は、生物系特定産業技術研究支援センター選考・評価委員会事務局が行うものとする。

附 則

この要領は、平成26年6月9日から施行する。

附 則 (26生研セ第815号)

この要領は、平成26年8月21日から施行する。

「革新的技術創造促進事業（異分野融合共同研究）」審査基準

審査項目	審査基準・配点		
研究開発の内容 【共通】	提案された研究開発の内容が、戦略の趣旨に合致したものであること。	A：合致 15点 B：概ね合致 12点 C：一部合致しない 9点 D：合致しない点が散見 6点 E：合致していない 3点	(1)
目標・計画の具体性 【共通】	農林水産・食品分野の成長産業化の礎となる技術が示され、その実用化に向けた目標・計画が具体的かつ明確であり、実現性が高いこと。	A：具体的かつ明確で実現性が高い 15点 B：概ね具体的かつ明確で実現性が高い 12点 C：一部に具体的または明確でなく実現性が低い点がある 9点 D：具体的または明確でなく実現性が低い点が散見 6点 E：具体的または明確でなく実現性が低い 3点	(2)
社会・経済へのインパクト 【共通】	農林水産・食品分野の成長産業化の基盤となる技術の確立が期待でき、社会・経済への独創的で大きなインパクトが期待できること。	A：期待できる 15点 B：概ね期待できる 12点 C：一部期待できない 9点 D：期待できない項目が散見 6点 E：期待できない 3点	(3)
研究開発体制 【計画研究のみ】	計画研究にあっては、拠点研究機関を中心とした産学共同での研究開発体制が適切に組織されており、産学の役割分担が明確になっているとともに、産学官連携（異分野連携を含む。）に関する十分な取組実績があること。	A：役割分担が明確で、産学官連携の十分な取組実績がある 15点 B：概ね役割分担が明確で、産学官連携の取組実績がある 12点 C：一部に役割分担が不明確で、産学官連携の取組実績が十分でない点がある 9点 D：役割分担が不明確で、産学官連携の取組実績が十分でない点が散見 6点 E：役割分担が不明確で、産学官	(4)

		連携の取組実績が乏しい 3点	
研究インフラ、環境 【計画研究のみ】	計画研究にあつては、拠点研究機関が戦略に沿った研究推進上、必要な研究インフラ、環境を有し、これらを研究参加者、グループに提供できること。	A：十分に提供可能 10点 B：概ね提供可能 8点 C：一部提供できない 6点 D：提供できない項目が散見 4点 E：提供できない 2点	(5)
公募（補完）研究 【補完研究のみ】	公募（補完）研究にあつては、計画研究を効率的に補完するものであること。	A：十分に補完 25点 B：概ね補完 20点 C：補完性が一部不十分 15点 D：補完性が不十分な項目が散見 10点 E：不十分 5点	(6)
研究能力 【共通】	応募者が、選定された研究領域、テーマについて高い研究能力を有すること。	A：高い 15点 B：やや高い 12点 C：標準的 9点 D：やや低い 6点 E：低い 3点	(7)
事業化、実用化支援 【共通】	研究成果の事業化、実用化の支援が可能なこと。	A：十分支援可能 15点 B：概ね支援可能 12点 C：一部不十分 9点 D：可能でない項目が散見 6点 E：不可能 3点	(8)
合 計			
<コメント>			

※コメント欄には、試験研究計画の優れている点、問題点、研究計画を見直すべき点（研究内容・研究実施期間、研究費等）について具体的に記載願います。

※特に低い点を付した場合においては、必ずその理由を記載願います。